主張

医療界としても望む「女性の人権を尊重した社会実現の判決を」

女性の活躍に負うところの多い医療界にとって、女性の社会環境に無関心ではいられない。

最近のニュースで最高裁が「夫婦別姓を認めていない民法の規定は憲法に違反」しているとして 提訴された上告審で弁論を開始したという。憲法24条に、婚姻 は、両性の合意 の下によって成 立すると規定されている。この規定を根拠に、最高裁は、民法の規定が憲法に違反しているとした。 年内にも判決が出るらしいが、弁論を開いたということは何かしらの変更がされた判決が出るもの と思う。原告の主張でも結婚前に発表した論文と改姓後に発表をした論文が同一人物として判断さ れにくい、見落とされる。過去の業績が正当に評価されにくい。

所謂、通称を使用すればいいのではないかと言われるが、戸籍の氏名でないと使用できない場合もあり、周囲から離婚していると勘違いされたり、子供と姓が違えば親子関係を疑われたりする。といった不具合があるという。明治からの法律と慣習で継続されてきたが、継続していく合理的な理由も見つからない中で、本人に不愉快な思いを制度として強要すべきではないのかもしれない。他人から見れば、姓の同じ男女がいれば夫婦かなと分かりやすいくらいの便利さだろう。不快感を感じる女性が減少するよう望む。政府も人口減少の中で労働力確保の為にも女性の活躍を政策に掲げるのなら、待機児童の問題もそうだが女性や夫婦にとって働きやすい環境をハードだけでなく、整備しては如何なものかと思う。

私たちの職場は女性の方が多数であり、特に結婚後も働きやすい職場であることが求められる。 今では、妊娠、出産・育児についても様々な点で国の助成が考えられている。例えば産休に入りそ の後育児休業取得してもその間は、厚生年金は免除される。育児休暇中の収入については、ハロー ワークから最初の6ケ月は受け取っていた給与の67%をその後は50%が支給される。等様々な 法律が整備されてきた。そういったことを考えれば、何より重要なことは、男性も意識改革をすす め、男性は、女性より優れているという錯覚は棄てる。女性は結婚したら家庭にいるべきだなどの 考えを改める事が必要だということだと思う。そうすれば女性でも心理的な圧迫は無くして、研究 しやすい、キャリアを積みやすい、仕事がしやすい環境が整うことは、患者さんにも、私たち医療 職にとっても幸せなことであると主張したい。

同様に「女性だけが離婚後6カ月は再婚できない」とする民法の規定も最高裁で弁論が開始された。明治以来の規定であり、憲法判断が変更される可能性は大だ。DNA鑑定の無かった時代であり、妊娠した場合に前夫の子供か否かの判断をするための期間ではある。これも合理的なようで腑に落ちないのは、男性も再婚禁止にしておかないと再婚後に前妻が自分の子どもを出産する場合もある。その子の養育の負担や後妻や後妻の子の権利の為にも離婚後には両性に対して一定期間は空ける方が差別的でもなく、将来への再出発にとって受け入れやすかったのではないかと考える。現在ではDNA鑑定という科学的な根拠により父親の特定が出来るようになったので、父親の確定の為という理由は根拠に乏しい。誰もが納得出来、女性の人権を尊重した判決を強く望む。そしてこの判決がより女性の活躍の推進につながることを期待する。女性の権利を尊重しているのは、日本国憲法の、世界に誇るべき優位性の一つである。